

教育・大学の自律性を否定する教育基本法「改正」案の廃案を

教育基本法「改正」案が成立すると、教育は国家のプロ ジェクトとなり、行政による全面的介入が認められます

現行教育基本法は、教育の主体が私たち一人ひとりであることを確認し（第2条）、教育は「国民全体に対して直接に責任を負って行われるべき」（教育基本法第10条）ものとしています。このことによって、大学を含むすべての教育機関は「学問の自由」に基づく文化的自治の空間であることが保障され、教育行政の目的はその条件整備に限定されています。

ところが、現在、国会に政府から提出されている教育基本法改正案は、現行法の立脚する原理を否定し、教育を「法律の定めるところにより行われるべきもの」（「改正」案第16条）としています。その結果、国は私たち一人ひとりの自主的・創造的な事業ではなく、政府の策定する「教育振興基本計画」という国家プロジェクトの一環として位置づけられることとなります。

政府の求める徳目や数値目標を実現することが大学にも 求められることとなります

当然、大学もこのプロジェクトの対象となります。改正案第7条は、大学に、「専門的能力」をもった人材育成、社会発展に寄与すること（産学連携・社会貢献）を命じています。これらの内容を政府が目標化し、評価を行い、財政配分によってコントロール

することが法的根拠を得ることになります。これは国立大学法人法のしくみに極めて似通ったものですが、現行法制は、教育の自主性保障の原理に基づいているため、行政の介入を制約するさまざまな歯止め（中期目標原案は大学側が策定、国立大学法人評価委員会など）がかけられています。しかし、「改正」後は、そうした歯止めを不用とする法律状態がつけられることとなります。

その結果、国の求める「人材育成」度や「社会貢献」度が評価項目となり、数値目標として大学の中期計画に書き込まれることも懸念されます。「改正」案に盛り込まれた教育の徳目（「我が国と郷土を愛する…態度」など）の育成までもが大学教育の目標とされる危険があります。

政府が教育のナショナル・ミニマムに財政責任を負うわけ ではありません

ところで、「改正」案には、教育の機会均等と水準向上のために国に財政上の責任を負わせる規定がありません。このことは、科学技術基本計画の「実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する」ことを政府に義務づけた科学技術基本法など、既存の基本法との大きな違いです。

代わって、政府改正案は、政府が負う財政責任を、

「教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置」だとしています。その意味は、民間教育サービスも含めた多様な供給主体を自由に競争させ、「円滑で継続的」に教育を提供するシステムをつくることのようにです。

政府改正案が成立すれば、各大学は、これら多様な供給主体の一つと見なされ、民間教育産業などとともに高等教育の効率的な提供を競わなければならなくなるでしょう。教育の機会均等を果たす国立大学の役割は否定され、社会のニーズに見合うことを口実とした大学の再編統合・民営化、研究・教育組織のリストラが決定的に進行することになります。

「慎重に」が世論—徹底審議と廃案を求めます

この間マスコミが行った各種世論調査では、6割以上の人びとが今国会での成立は必要ないと回答しています（5/16 毎日東京版、5/21 フジテレビ報道2001 報道など）。政府改正案は大学以外の分野でも多くの問題をもつものであり、これらが国会審議で明らかになれば、世論は急速に継続審議、廃案に傾いていくはずですが。

2006年5月25日

北海道大学教職員組合